

北都銀行の店名・店番変更に伴う  
「特定健診費用の請求及び受領に関する届」の提出について（依頼）

令和7年3月以降、北都銀行の店名・店番が順次変更されることに伴い、現在、特定健診費用等の振込に該当金融口座を指定されている特定健診機関の皆様については登録情報の変更が必要となります。

つきましては、本会ホームページに掲載の「特定健診費用の請求及び受領に関する届（異動分）」に記載の上、本会事業企画課あて送付くださるようお願いいたします。

○本会ホームページ「特定健診費用の請求及び受領に関する届（異動分）」

[\(https://www.akita-kokuhoren.or.jp/tokutei/yosiki/\)](https://www.akita-kokuhoren.or.jp/tokutei/yosiki/)

特定健診機関の皆様 > 各種様式 > 「特定健診費用の請求及び受領に関する届（異動分）」

○医療機関等名簿を提出いただきたい対象機関

店名・店番が変更される北都銀行の下記口座を指定している特定健診機関

令和7年3月24日変更		令和7年5月26日変更		令和7年7月28日変更	
091	酒田支店	127	茨島支店	001	本店営業部
093	東京支店	220	五城目支店	092	仙台支店
124	泉支店			121	山王支店
125	御所野支店			126	秋田東支店
212	能代駅前支店			128	あきたびじん支店

※現行店名・店番を記載

※上記対象店名・店番以外の北都銀行の口座を指定している場合は提出不要です

○留意事項

1. 「特定健診費用の請求及び受領に関する届（異動分）」の提出は店名・店番変更実施日の2か月程度前までにご提出をお願いします。
2. 現在、指定されている金融口座とは別の金融口座に変更を希望される場合は、「特定健診費用の請求及び受領に関する届（異動分）」の提出に併せて変更後の口座番号、カナで印字された口座名義を確認できる預金通帳等のコピーの添付をお願いします。